

| | | | |
|-------|---------|------------|--------------|
| 32の地点 | 31の地点から | 195度51分23秒 | 14.24メートルの地点 |
| 33の地点 | 32の地点から | 298度09分22秒 | 3.95メートルの地点 |
| 34の地点 | 33の地点から | 272度24分03秒 | 12.22メートルの地点 |
| 35の地点 | 34の地点から | 275度40分26秒 | 11.53メートルの地点 |
| 36の地点 | 35の地点から | 259度44分04秒 | 25.05メートルの地点 |
| 37の地点 | 36の地点から | 252度17分24秒 | 12.87メートルの地点 |
| 38の地点 | 37の地点から | 166度53分45秒 | 1.06メートルの地点 |

(3) 面積

4,053.43 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

葦北郡津奈木町大字福浜字尾島178の4、字赤崎616の5、617の2地内及びこれらの地先、字赤崎617の3、619の2、道、618、621の3、623の1、624の2、627の4、627の5及び627の6地先並びに627の6、670の5、670の6、670の7及び670の8に隣接介在する無番地（道路、水路）地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とVの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 熊本県葦北郡津奈木町の国土地理院水峠三等三角点（北緯32度14度44秒5468、東経130度26分43秒1179）から307度55分13秒 1、268.25メートルの地点

| | | | |
|------|--------|------------|--------------|
| Bの地点 | Aの地点から | 20度01分23秒 | 12.60メートルの地点 |
| Cの地点 | Bの地点から | 108度30分56秒 | 11.92メートルの地点 |
| Dの地点 | Cの地点から | 19度25分17秒 | 63.31メートルの地点 |
| Eの地点 | Dの地点から | 32度45分21秒 | 30.43メートルの地点 |
| Fの地点 | Eの地点から | 94度38分00秒 | 90.08メートルの地点 |
| Gの地点 | Fの地点から | 190度28分21秒 | 16.49メートルの地点 |
| Hの地点 | Gの地点から | 193度42分28秒 | 12.82メートルの地点 |
| Iの地点 | Hの地点から | 193度42分33秒 | 18.91メートルの地点 |
| Jの地点 | Iの地点から | 108度37分18秒 | 11.45メートルの地点 |
| Kの地点 | Jの地点から | 201度37分52秒 | 16.50メートルの地点 |
| Lの地点 | Kの地点から | 200度16分50秒 | 12.78メートルの地点 |
| Mの地点 | Lの地点から | 195度51分23秒 | 14.24メートルの地点 |
| Nの地点 | Mの地点から | 298度09分22秒 | 3.95メートルの地点 |
| Oの地点 | Nの地点から | 272度24分03秒 | 12.22メートルの地点 |
| Pの地点 | Oの地点から | 275度40分26秒 | 11.53メートルの地点 |
| Qの地点 | Pの地点から | 259度44分04秒 | 25.05メートルの地点 |
| Rの地点 | Qの地点から | 252度17分24秒 | 12.87メートルの地点 |
| Sの地点 | Rの地点から | 166度53分45秒 | 1.06メートルの地点 |
| Tの地点 | Sの地点から | 265度12分11秒 | 15.01メートルの地点 |
| Uの地点 | Tの地点から | 282度39分11秒 | 19.29メートルの地点 |
| Vの地点 | Uの地点から | 283度48分08秒 | 8.13メートルの地点 |

(3) 面積

10,663.04 平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第906号

平成16年9月14日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成16年9月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県告示第907号

平成16年5月24日熊本県告示第555号により公示した熊本県有明海区及び天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、次のとおり漁業権の免許をした。

平成16年9月1日

熊本県知事 潮谷義子

1 免許の内容

平成16年5月24日熊本県告示第555号の内容のとおり

2 免許の存続期間

| 漁場計画番号（免許番号） | 存続期間 |
|------------------------|-------------------------|
| 有区第45号及び有区第46号 | 平成16年9月1日から平成20年8月31日まで |
| 天区第116号から 天区第119号まで | 平成16年9月1日から平成25年8月31日まで |

3 漁業権者
(1) 熊本県有明海区

| 漁場計画番号 (免許番号) | 漁業権者 | |
|------------------|----------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 住 所 |
| 有区第45号 | 沖新漁業協同組合 | 熊本市沖新町 3937 番地 |
| 有区第46号 | 沖新漁業協同組合 | 熊本市沖新町 3937 番地 |

(2) 天草不知火海区

| 漁場計画番号 (免許番号) | 漁業権者 | |
|------------------|------------|----------------------|
| | 氏名又は名称 | 住 所 |
| 天区第116号 | 白石惣一郎 | 天草郡河浦町崎津向江 1295 番地 |
| 天区第117号 | 大月熊本真珠株式会社 | 上天草市松島町阿村 5469 番地の 8 |
| 天区第118号 | 大月熊本真珠株式会社 | 上天草市松島町阿村 5469 番地の 8 |
| 天区第119号 | 中村一成 | 天草郡倉岳町宮田又 2437 番地 |

熊本県告示第 908 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|----------------|---------------------------|----|-------------------|--------------|-------------|
| 一般 県道 | 高 沢 一 勝 地 線 | 球磨郡球磨村大字渡丙字六郎淵 同 所 同 字 | 前 | 16.2 ～ 27.3 | 162.0 | 緊道整 (防災) |
| | | | 後 | 18.7 ～ 36.3 | 162.0 | |

2 区域変更する期日 平成 16 年 9 月 1 日

熊本県告示第 909 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|--|--------------|------|
| 一般国道 | 2 1 9 号 | 球磨郡球磨村大字神瀬乙字多武除 827 番 1 地先から 同 所 同 字 819 番 地先まで | 120.0 | 地連特一 |

2 供用開始する期日 平成 16 年 9 月 1 日

熊本県告示第 910 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。